

新たな力で躍動するまち

ふくくら 広報

くらて

CONTENTS ~主な内容~ ●令和3年度のまちづくり予算……2 ●まちの話題・すくすく日記……3 ●ひろば・広報ぎゃらりー……4~5 ●生涯学習だより……6 ●ほん大好き……7 ●国保のそこが知りたい……8 ●Dr.樋口の調子はいかが?……9 ●いきいき健康だより……10 ●くらしの情報……11~15 ●元気になる献立・5月のカレンダー……16



5
May
2021
No.737

9人の新しい仲間と共に
4月1日、年度が変わり役場にも9人の新規採用職員が入庁しました。フレッシュな9人は、日々の業務に奮闘中!!これから鞍手町のために、大いに活躍してくれることでしょう。

予算

令和3年度のまちづくり

一般会計 81億3,862万円

令和3年度の鞍手町の予算が3月定例議会で決まりました。創意工夫をしながら、より良いまちづくりを進めていきます。

令和3年度の鞍手町の一般会計予算は、81億3,862万円。昨年度に比べて0.8%、金額にして6,845万円の減額となっています。

- 一般会計・・・81億3,862万円
- 特別会計・・・25億3,946万円
- 企業会計・・・7億5,978万円

総合計 114億3,786万円

収入

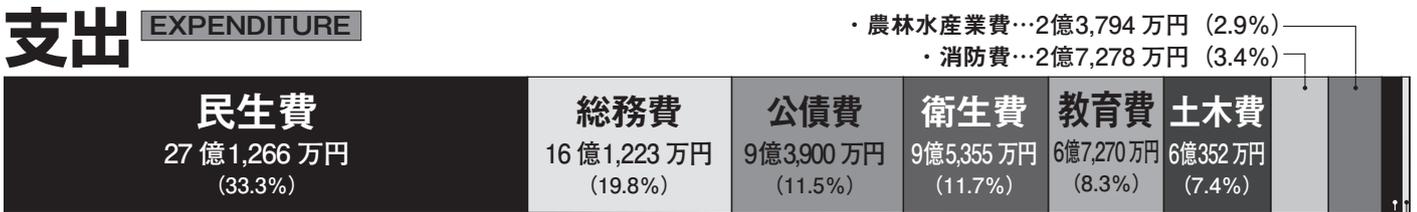
INCOME



- ・そのほか・・・2億6,347万円 (3.2%)
- ・繰入金・・・6億1,940万円 (7.6%)
- ・そのほか・・・1億881万円 (1.3%)
- ・地方譲与税・・・6,447万円 (0.8%)
- ・使用料、手数料・・・1億4,842万円 (1.8%)
- ・分担金、負担金・・・2,788万円 (0.3%)
- ・地方消費税交付金・・・3億3,300万円 (4.1%)

支出

EXPENDITURE



- ・議会費・・・9,451万円 (1.2%)
- ・そのほか・・・2,713万円 (0.4%)
- ・農林水産業費・・・2億3,794万円 (2.9%)
- ・消防費・・・2億7,278万円 (3.4%)
- ・商工費・・・2,713万円
- ・労働費・・・121万円
- ・予備費・・・1,000万円
- ・災害復旧費・・・140万円

・予算額は1万円未満を四捨五入しているため、必ずしも合計額が総予算額と一致するとは限りません。
・かつこ内は全体の予算に占める割合を表しますが、小数点第2位を四捨五入しているため、必ずしも合計が100%になるとは限りません。

一般会計のほかに町には、6つの特別会計と2つの企業会計があり、どの会計も私たちの暮らしを支えるために役立っています。

特別会計 25億3,946万円

国民健康保険事業特別会計・・・17億9,681万円

自営業の人や退職者の医療を給付する会計です。支出では、保険給付費と国民健康保険事業費納付金の2つで全体の96.7%を占めています。収入の主なものは、全体の15.3%を占める国保税と県からの支出金です。

後期高齢者医療特別会計・・・2億8,288万円

後期高齢者医療制度を運営するために設けられた会計です。支出では後期高齢者医療広域連合納付金が全体の99.3%を占め、収入の71.9%が後期高齢者医療保険料です。

住宅新築資金等特別会計・・・83万円

同和地区の住環境改善を目的に必要な人に資金の貸付を行うための会計です。現在では、貸付事業は終了し、回収事業だけを行っています。収入は、貸付金の回収金です。

かんがい施設維持管理運営費特別会計・・・8,735万円

町内11か所に設置されているポンプの維持管理をするための会計です。収入は、財産運用収入や運営基金からの繰入金などです。ポンプの管理者の手当や光熱費、修繕料などに使われます。

谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計・・・1,230万円

農業用水を確保するために室木の谷山池から倉坂地区まで約13kmにわたって設置されているパイプラインの維持管理をするための会計です。収入は、財産運用収入や運営基金からの繰入金などです。パイプラインの管理委託料などに使われます。

地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計・・・3億5,929万円

地方独立行政法人くらて病院(旧町立病院)への貸付金などを管理するための特別会計です。収入は、町が直接借り入れる町債や町債の償還に關してくらて病院から受け取る負担金などです。支出は、町が借り入れた町債をくらて病院に貸し付ける貸付金や町債の元利償還金などです。

企業会計 (収益的収入) 7億5,666万円

水道事業会計

収入・・・3億4,831万円 支出・・・3億4,127万円

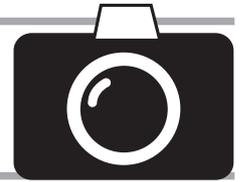
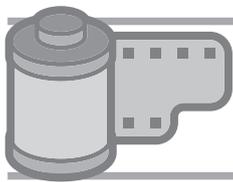
水道事業運営のために設けられた独立採算制の会計で、収入の大部分は、私たちが支払う水道料金です。今年度は、給水戸数6,680戸、総給水量156万立方メートルで計画。資本的支出では、水道施設の改良や借入金の返済などに1億4,149万円を予定しています。

(収益的支出) 7億5,978万円

下水道事業会計

収入・・・4億835万円 支出・・・4億1,851万円

下水道事業運営のために設けられた独立採算制の会計で、収入の一部は下水道使用料です。今年度は、水洗化戸数2,650戸、総処理水量631,356立方メートルで計画。資本的支出では、下水道施設の建設や借入金の返済などに6億4,676万円を予定しています。



いつまでも暮らしやすい町へ

▶「持続可能なまちづくり連携協定」を締結

3月29日、町と九州電力株式会社北九州支店は、「持続可能なまちづくり連携協定」を締結しました。

この協定により、二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言をした自治体として、再生可能エネルギーのより効果的な利用を促進します。また、令和5年度建設予定の新庁舎周辺の防災拠点への電力供給について、連携・協力していきます。



私たちの地区を守る

▶上木月区で防災訓練

3月7日、上木月区で毎年恒例の春の防災訓練が行われました。区の防災リーダーの指導の下、消防可搬ポンプ、消防機材の取扱い訓練を行いました。また、訓練には4月から小学校に入学した児童も参加し、避難所の古月小学校までの避難経路の確認に併せて、通学路の危険な場所の確認を行いました。

災害時や通学路の安全安心は、地域の皆さんの日ごろからのご協力で成り立っています。



みんなが集う庁舎を目指して

▶新庁舎等建設の基本設計が完了

3月25日、令和2年9月1日から着手した庁舎等建設設計等業務委託の基本設計部分が完了しました。

新庁舎等建設基本設計説明書（案）に対するパブリック・コメントでいただいたご意見は、今後の実施設計段階で検討していきます。貴重なご意見をありがとうございました。



浅野彩氏が副町長に就任

▶4月1日に辞令交付

3月18日の町議会において、鞍手町副町長として浅野彩氏を選任することが同意されました。

浅野副町長は、平成13年4月に福岡県に奉職され、福岡県教育庁、行橋土木事務所、福岡県人事委員会、人づくり・県民生活部社会活動推進課などに勤務してこられました。



新しい学校生活スタート

▶町内の小中学校で入学式

保護者と手を繋ぎ、いつもより少しおしゃれな格好で登校する新小学1年生。写真は、古月小学校の入学式の様子です。

式では、先生のお話をしっかり聞くことができましたね。入学式から約1か月が過ぎましたが、校長先生と約束した3つの約束を守れていますか。

これからたくさんの友達を作って、みんなで勉強や学校生活を楽しんでください。



身近な相談相手として

▶白木憲光氏が行政相談委員に就任

4月1日、行政相談委員に白木憲光さんが任命されました。白木さんは、平成30年度までは町職員として、その後は、鞍手町身体障害者相談員等を歴任し、行政の仕事等に精通しています。

町では月に一度、総合福祉センターで行政相談を行っています。

●鞍手町担当行政相談委員
白木憲光 ☎(090) 876 0局8293番



すくすく日記

5月生まれ



の だ あ ゆ 野田愛侑ちゃん

平成30年5月29日生まれ
あゆちゃん、3歳の誕生日おめでとう☆保育園にもすっかり慣れてきてお姉さんっぽくなってきたね♪これからも家族の癒しになってください♡(母 未侑さん・八尋)

お待ちしています

広報「すくすく日記」のコーナーでは、発行月に誕生日を迎える満3歳までのちびっ子を募集しています。6月生まれは、5月10日(月)までに申し込んでください。申し込みや問い合わせは、役場政策推進課政策係 ☎42局2111番 (jouhou@town.kurate.lg.jp) まで。

楽しかったこと、悲しかったこと、思い出、地域のできごと、イラストやマンガ、エッセイ、サークルのお誘い、趣味や宝物、広報へのご意見・ご感想などどしどしお寄せください。あなたの住所、名前、年齢、電話番号も忘れずに。投稿された人には、記念品を差し上げます。

鞍手JFC体験者募集

●鞍手JFC

サッカーを通じて、心身の発育発達が進む素晴らしい幼年期や小学校低学年の子どもたちを対象に、スポーツの素晴らしさを体感してもらおう普及活動を行っています。



●男女クラブ員を随時募集中 ▽とき

(水・金) 午後5時30分から8時まで
▽とき(土・日) 午前9時から正午まで▽ところ 町民グラウンド

●問い合わせ 鞍手JFC代表兼監督 月成聡 ☎(090) 6632局 5575番まで

公募型地域活性化事業を募集します

●役場政策推進課政策係

町民等で構成する団体が自主的に行う事業・活動で地域おこしや町のイメージ及び集客力を高める公益的な事業を広く公募し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。実施要領、補助金交付申請は町ホームページよりダウンロードできます。

●対象団体 町に本拠を有する団体(その他条件あり)

●対象事業 花いっぱい運動、子ども見守り活動、文化祭などの地域交流イベント、地域の史跡めぐりなどの事業が対象です。ただし、他の補助金などを活用している事業は対象外です。

●補助額 補助対象額の10分の9以内の額

アフリカへ毛布を送る運動にご協力ください

●明るい社会づくり運動推進協議会直轄支部

明るい社会づくり運動推進協議会では、自然災害、社会情勢により苦しむアフリカ諸国の人たちに毛布を送る運動を行っています。皆さんのご協力をお待ちしています(毛布の輸送料がかかっています。毛布でなく輸送料の負担でも可)。事前にご連絡をいただければ、詳しい内容をご説明します。

●収集期間 5月31日(月)まで

●注意点 破れた毛布、綿毛布、ベビー毛布、こたつ布団は送ることができません

●問い合わせ 明るい社会づくり運動推進協議会 ☎42局7757番まで

(上限30万円)

●応募期限 5月21日(金) 午後5時まで(郵送の場合は必着)

●実施期間 令和3年7月1日(木) から令和4年2月28日(月) まで

●応募・決定方法 公開プレゼンテーションによる審査会により決定

公募型地域活性化事業の審査員を募集します

地域活性化事業は、公開プレゼンテーションを実施するため、事業内容の審査員を募集します。なお、審査員についてはボランティアのため無償となりますので、あらかじめご了承ください。詳しくはお問い合わせください。

●応募期限 5月31日(月) まで

●問い合わせ 役場政策推進課政策係 ☎42局2111番まで

宮川眞知子さん (くらじ短歌会)

短歌

孫の最年少、2歳を迎えたばかりの男児が無心に団栗ひろいをしている映像が届いた。自我の芽生えが始まったのか、黙々と拾う動作にいじらしさも一入である。社会問題となり久しい「いじめ」など無縁に育ってほしい。

いじめなど知らずに育つ孫ならん
カゴいっぱい団栗ひろいおり

粘土

森 恵津子さん (新北)



石粉粘土で、水差しを作成しました。花びんにもなります。花を付けるのに苦心しました。(縦24cm、横22cm)

絵画

高辻フサ子さん (新延)

今年の干支のうしを描いてみました。これまでに申、酉、戌、子、午、未、亥、巳を描きましたが動物は顔が一番難しかったです。



洋裁

中村富士恵さん

銘仙の良い着物をいただきチュニック風の上着を作りました。



『スポーツクラブを利用した介護予防事業』が始まります！

● 鞍手町包括支援センター

自分のペースで介護予防運動に取り組みきつかけづくりを目的とした事業です。指定のスポーツクラブを利用する対象者に継続した12か月間に限り月額利用料の半分、3千円を上限として助成します。

- **対象者** ▽① 町内在住で65歳以上の人 ▽② 介護保険料の滞納がない人 ▽③ 包括支援センター主催の運動教室に参加していない人 ▽④ 要介護認定、総合事業対象者の認定がない人
- **現在利用可能なスポーツクラブ** 直方アクアメッツスポーツクラブ（直方市頓野3868番地） ☎（0949）26局1210番
- **利用方法** 「利用申請書」を受け取り、包括支援センターに提出してください。利用申請書を確

介護予防サポーターポイント事業の内容が変わります

● 鞍手町包括支援センター

介護予防サポーターポイント事業は、住み慣れた鞍手町でいつまでも元気でいきいきと生活できることを目的とした事業です。介護予防活動や地域の支え合い活動に参加することでポイントを貯め、年に1回商品券と交換することができます。

- **対象者** ▽① 町内在住で40歳以上の人 ▽② 介護保険・総合事業対象者の認定がない人 ▽③ 介護保険料の滞納のない人

● **対象となる活動** ▽セルフサポーター 自らの健康づくり・介護予防のための活動（月1回以上活動し、5月から翌年2月の10か月間のうちポイントが半分以上貯まっている場合、千円分の商品券と交換可能） ▽地域貢献サポーター 地域のための支え合い活動（2か月間で3回以上活動してポイントを貯めた場合、5百円分の商品

認後、後日「事業対象者証明書」を郵送しますので、証明書を対象のスポーツクラブに提出し、手続きをしてください。

※「利用申請書」は、地域包括支援センター窓口、役場福祉人権課高齢者支援係窓口で受け取り、または町ホームページよりダウンロードすることができま

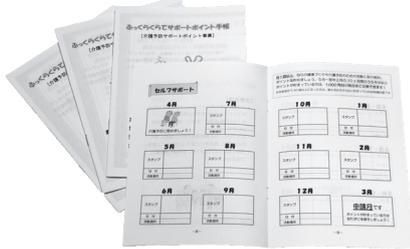
※詳細はお問い合わせください。

● **問い合わせ** 地域包括支援センター ☎ 43局3019番まで



券と交換できます。年間で上限3千円分まで交換可能)

● **ポイント付与までの流れ** ▽受取 〓「ふつくらくからサポーターポイント手帳」を対象事業参加時または包括窓口で受取り ▽貯める 〓対象事業の活動に参加し、手帳にポイントを貯める ▽申請 〓集めたポイントを3月中旬に申請 ▽送付 〓決定通知書の後日郵送



※事業対象活動などの詳細は問い合わせください。
● **問い合わせ** 地域包括支援センター ☎ 43局3019番まで

広報ぎやらりー

すてきな作品をお待ちしています

ねんど細工や絵、書、紙細工、陶芸、俳句、短歌など自慢の一品は、ありませんか。「広報ぎやらりー」では、紙面を彩るあなたの作品をお待ちしています。作品についての100字以内の感想もお願いします。役場政策推進課 ☎ 42局2111番まで、ご連絡ください。

洋裁

高鍋清美さん

義父の長着と羽織をつかってパンツと上着を作りました。とてもあたたかいです。



短歌

矢野百合子さん (くらじ短歌会)

音楽を聴くときはいつもロッキングチェアに。その椅子も長い年月使用してらうち背中のあたりが擦れてきた。主のいなくなった今、その椅子も時に荷物が山積みになってる時もある。久しぶりに片付けてみると、軽くなった椅子へ夕暮れのひかりが降りそそぎ、一瞬揺れたように感じた。

君が背に擦れし揺り椅子たそがれの薄きひかりの降りかかりくる



みんなで楽しく学習しよう!!

町では次のとおり、小中学生を対象とした鞍手町人権子ども会を開催します。人権学習や自主学習を楽しく行います。

- **くらて人権なかよし子ども会** ▷とき=毎週金曜日の下校時間から午後6時まで▷ところ=舟川隣保館▷対象者=新延小・剣北小・剣南小・古月小の児童
- **やひろ人権なかよし子ども会** ▷とき=毎週水曜日の下校時間から午後6時まで▷ところ=八尋集会所▷対象者=西川小・室木小の児童
- **中学生人権子ども会** ▷とき=毎週月曜日の下校時間から午後6時まで▷ところ=鞍手中学校 学習室▷対象者=鞍手中学校生徒

鞍手町放課後子ども教室!!

鞍手町放課後子ども教室は、「子どもたちの安全・安心な居場所を」を目的に、地域の学習ボランティアが小学校の授業終了後、学校施設を活用して、子どもたちの学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」を各小学校で開設しています。詳しくはお問い合わせください。



令和3年度中央公民館自主サークル一覧

中央公民館では、次のとおり19のサークルが生涯学習活動を行っています。興味がある人はご連絡ください。一緒に集い、学びあい、友だちづくりをしませんか。皆さんのご参加をお待ちしております。

サークル名	活動日 (○内は曜日)
アロハ・フラ鞍手Ⅰ	第1・2・3月
洋裁教室 (旧リフォーム)	第1・2・3月
和敬会 (茶道B)	第1・3水
絵本を楽しむ会	第4月
琴由利会 (大正琴)	第1・3月
アロハ・フラ鞍手Ⅱ	第1・2・3月
木彫教室	第1・3火
郷の会 (万年毛筆実用書道)	第1・3・4金
鞍陶会 (陶芸教室)	毎週火・金
一般書道	第1・3水
押花教室A	第2・4水
装友会 (表装)	第1・3・4水
押花教室B	第1・3水
木洩れ日俳句会	第4水
どれみの会 (コーラス)	第1・2・3金
手編み教室	第1・2・3金
くらじ短歌会	第1金
鞍手太極拳クラブ	第1・2・4金
郷の会Ⅱ (万年毛筆実用書道)	第1・3・4水

スポーツ行事 (予定)

5月	▷9日=第46回ソフトボール大会 (町体協)
6月	▷13日、20日=第61回野球大会 (町体協)
	▷30日までに各競技ごとに開催=第66回鞍手郡民体育大会 (郡体協)
8月	▷22日=第64回福岡県民体育大会夏季大会 (水泳) (県体協)
9月	▷25日、26日=第64回福岡県民体育大会秋季大会 (県体協)
10月	▷10日=第58回町民体育祭 (町)
11月	▷14日=第20回ソフトバレーボール大会 (町体協)
	▷21日=第8回市町村対抗「福岡駅伝」
	▷21日=第38回バドミントン大会 (町体協)
12月	▷12日=第38回ラージボール卓球大会 (町体協)
1月	▷23日=第76回直轄一周駅伝競走大会 (郡体協)

令和3年度 スポーツ&子ども会 歳時記

子ども会連絡協議会行事 (予定)

7月	▷3日、4日=野外生活リーダー研修
8月	▷29日=子どもフェスタくらて2021
10月	▷24日=子ども会体育大会

スポーツ行事、子ども会連絡協議会行事の予定です。()内は主催。

鞍手総合プールは、役場新庁舎等建設に伴い本年から廃止します。

※上記の行事については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、変更または中止になる場合があります。



中央公民館図書室 年間貸し出しランキング



BEST 5

昨年度中に貸し出しが多かった本を紹介します

📖 子どもの本

- 1位 日本史探偵コナン シーズン2 恐竜発見 (原作=青山剛昌)
- 2位 学研まんが入門シリーズ かんたんマジック (まんが=幸池重季)
- 2位 鬼滅の刃ノベライズ きょうだいの絆と鬼殺隊編 (原作=吾峠呼世晴)
- 4位 日本史探偵コナン 外伝 刀剣編 (原作=青山剛昌)
- 4位 日本史探偵コナン シーズン2 大正浪漫 (原作=青山剛昌)

📖 一般の本

- 1位 クスノキの番人 (著=東野圭吾)
- 2位 さよならの儀式 (著=宮部みゆき)
- 3位 凶犬の眼 (編=柚月裕子)
- 3位 希望の糸 (著=東野圭吾)
- 3位 暴虎の牙 (著=柚月裕子)

日本史探偵コナン シーズン2 恐竜発見

原作=青山 剛昌

名探偵コナンがナビゲートする
歴史マンガシリーズ!

前作『日本史探偵 コナン』シリーズでは、過去へと飛ばされてしまった子ども「タイムドリフター」たちと共に、さまざまな難事件を乗り越えることができたコナンと少年探偵団。しかし、彼らのもとに新たな挑戦状が届きます……。



クスノキの番人

著=東野 圭吾

不当な理由で職場を解雇され、その腹いせに罪を犯し逮捕されてしまった玲斗。

釈放を条件に、とある依頼人の命令を聞くことに……。

その木に祈れば、願いが叶うと言われているクスノキ。その番人を任された青年と、クスノキのもとへ祈念に訪れる人々の織りなす物語。



子どものお話の会お休みのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により
5月の子どものお話の会はお休みします

今月新しく 入りました。

※5月の新刊は、6日(木)から貸し出します。

📖 一般の本

- ・アクティベーター (著=沖方 丁)
- ・おばあちゃん、青い自転車で世界に出逢う (著=ガブリ・ローデナス)
- ・代理母、はじめました (著=垣谷美雨)

📖 子どもの本

- ・パンどろぼう vs にせパンどろぼう (作=柴田ケイコ)
- ・いっぽ いっぽの くつ (作=潮田玲子)
- ・カラスのいいぶん (著=嶋田泰子)

中でもこの本が **オススメ**です。



起き上がり小法師

作= Solae (ソラ)

交通事故に遭い、高次脳機能障害となった作者が自身の体験をもとに制作した絵本です。

主人公の女性は「生きていくだけで十分」との母の言葉を支えに、フクシマの郷土玩具、起き上がり小法師に自身を重ね合わせて起き上がり、新たな道を見出し出していきます。

「何度転んでも、また起き上がればいい……」その道のりが一冊の絵本に。



すきなこと にがてなこと

作=新井洋行

ほくは、スポーツがだいすき。だけど、みんなのまえで話すのはにがて。話すのがだいすきなりんちゃん、どうぶつがにがて……。

誰にでも好きなことがあれば、苦手なこともある。「すき」も「にがて」もあっていいと思える、違いが輝き、支えあうことの素敵さを伝える絵本です。



交通事故に遭ったら 示談の前に 必ず国保に届け出を

交通事故など、第三者の行為によってけがをした場合は、届け出をすることにより、国民健康保険で治療が受けられます。国保で治療を受けるときは、次のことに気を付けてください。

**警察と
役場国保年金係に
必ず届け出を**

**医療費は加害者が
負担します**

**示談をするときには
慎重にしましょう**

交通事故に遭ったら、すぐに警察に届け出をしてください。同時に役場保険健康課国保年金係にも届け出（第三者行為による傷病届）をしなければなりません。届け出がないまま診療を受けようとした場合、「国保が使えません。」と言われることがありますので注意しましょう。

● **必要なもの** 保険証、印かん、事故証明書

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に過失がない限り、加害者が全額負担するのが原則となっています。したがって、保険診療をした場合でも、加害者が負担するべき医療費は、国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保がその医療費を被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者と被害者の話し合いがついて、示談を取り交わしてしまうと、その示談で取り決めた内容が優先することがあります。そうになると、示談が成立した後は、加害者に請求できなくなる場合があります。交通事故で第三者から傷害を受けた場合は、示談をする前に、国保の届け出を済ませてください。

**国保税は
しっかり納めましょう**

国保税の納め忘れなどのある場合は、国保が使えなくなる可能性がありますので、お気を付けてください。

①まず落ち着いて

落ち着きが何より大事。ショックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。

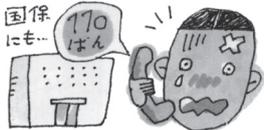
②相手を確認

ナンバー確認のほか、運転免許証の必要事項も確かめましょう。



③必ず警察へ連絡を

警察への連絡を忘れてはいけません。同時に国保へ届けることも。

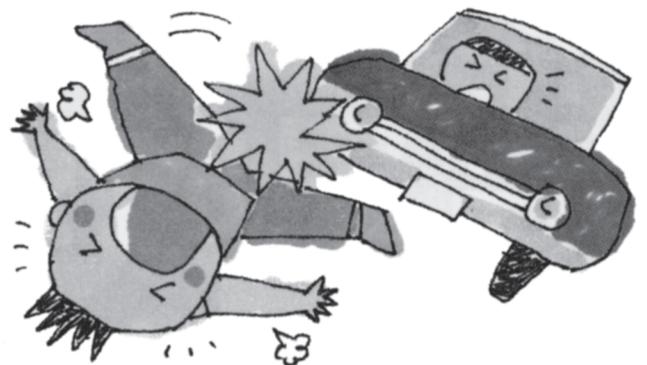


④示談は国保へ届け 出してから

国保で治療を受けたときは示談の前に必ず国保へ連絡。示談は焦ってする必要はありません。



交通事故は、
遭わない、
起こさないが
第一ですが、
万一のための心掛けは、
しっかり持って
おきましょう。



Health

ADVICE

Dr. 樋口の

調子はいかが？

くらて病院 ☎42局1231番

くらて病院スタッフ
からの健康
アドバイスです



子どものことで気になることがあります、病院に行くほどではないと思っ
ています。(27歳・女性)

こんないつだって悩んでしま
せんか？

ミルクやおっぱいを飲まな
い、離乳食が進まない、夜泣き
がひどい、すぐにかんしゃくを
おこす、言葉が出ない、トイレ
トレーニングが進まない、ずつ
と鼻水が出ている、よくお腹が
痛くなる、学校に行きたくな
いわけではないのに朝起きら
れない等々、子育てに悩みは
つきもの”とはよく言います。
しかし、子どもとともに悩み、
試行錯誤し、乗り越え、成長し
ていくその姿を一番近くで見
守っていただけることは、保護者と
して大変喜ばしいことでもあ
ります。

病気が隠れているかも？

しかし、先ほど挙げた悩み



子育ての悩みには、子どもの身体に病気が隠れているかもしれ
ません。自身で解決しようとせず、子どものことで悩みや困っ
ていることがあれば、小児科にご相談ください。

「アドバイザー」

樋口尚子(ひぐちなおこ)・平成19年産業医科大学医学部卒業。北九州市立医療センターで初期研修後、平成21年産業医科大学小児科入局。
産業医科大学病院の他、済生会八幡病院、北九州総合病院、九州労災病院を経て、令和3年4月よりくらて病院に勤務。日本小児科学専門医。

は、すべて何らかの病気が隠れ
ているサインでもあります。ミ
ルクやおっぱいの飲みが悪く、
周りからは「そのうち飲めるよ
うになるよ」と言われたけど、
実は心臓の病気だった。離乳食
が進まず、「自分も好き嫌いが
あったから」と思っていたら、
乳児貧血になっていた、とい
うことがあります。たくさん悩
んでも、試行錯誤しても、適切
な治療や対応をしないと乗り
越えていけない問題もあるとい
うことです。

子育てで悩んだとき、多く
の人が家族、友だち(ママ友)、
保育園や幼稚園の先生、学校
の先生に相談をします。また、
最近はすぐにネット検索され
る人も多いのではないでしょ
うか。その方法で、解決でき
ることもあります。特にネット

では間違った情報が含まれて
いる可能性があるのも事実で
す。解決したと思っていたが、
実は病気を見過ごしていたと
いうこともあります。周りの
人に相談したけど解決しない、
何となく不安が残る場合など、
ぜひ、専門の医療機関である小
児科にご相談ください。

小児科では

くらて病院小児科は、「子ど
もの総合診療科」です。「総合
診療科」とは、ある特定の症状
や病気、臓器を対象として診
療を行うのではなく、子ども全
体を対象として、あらゆる症状
の診療を行う科のことをい
います。もちろん、必要であ
れば外科や耳鼻咽喉科、皮膚科
など他の診療科を紹介します。
そして、さらに専門性の高い医

師と一緒に診察を行うことも
できます。また、くらて病院小
児科では「子ども」とは、生ま
れたばかりの赤ちゃん(場合
によっては、もうすぐ生まれ
てくる赤ちゃん)から中学生(場
合によっては、高校生)まで対応
しています。

子どもたちが開かれた未
来に力強く向かっていけるよ
う、子どもとそこそご家族の悩
みや問題に医学的な立場から
サポートさせていただきます。
今、抱えている悩みや問題が、
病気に関係しているかどうか
も含めて、まずは小児科を受診
してください。小児科とは、病
気の子どもが行く所ではあり
ません。受診のハードルをグッ
と下げて、子どものことで悩
みや困っていることがあれば、
何でもご相談ください。



成人用肺炎球菌の予防接種について

令和3年度の成人用肺炎球菌の予防接種の定期接種が始まりました。

- 接種期限 令和4年3月31日(木)
- 令和3年度の定期接種対象者 次のいずれかに該当し、今までに一度も接種を受けたことがない人
- ①今年度に以下の年齢になる人

対象者	生年月日
65歳になる人	昭和31年4月2日から昭和32年4月1日
70歳になる人	昭和26年4月2日から昭和27年4月1日
75歳になる人	昭和21年4月2日から昭和22年4月1日
80歳になる人	昭和16年4月2日から昭和17年4月1日
85歳になる人	昭和11年4月2日から昭和12年4月1日
90歳になる人	昭和6年4月2日から昭和7年4月1日
95歳になる人	大正15年4月2日から昭和2年4月1日
100歳になる人	大正10年4月2日から大正11年4月1日

※65歳、70歳になるひとにはハガキを送付しています。75歳以上の人には9月に通知します。早めの接種をご希望の方はご連絡ください。

- ②60歳以上65歳未満で心臓やじん臓、呼吸器に重い病気がある人(身体障害者手帳1級程度)及びヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを持つ人で接種を希望する人

●接種料金 2,500円

※なお、上記の対象者のうち生活保護受給者は無料です。医療機関に診療依頼書をご提示ください。

●接種できる医療機関 福岡県内の指定医療機関

※接種希望者は、直接、医療機関に予約してください
※ハガキと生年月日を証明できるものをご持参ください。

●問い合わせ 役場保険健康課健康増進係まで

乳幼児健診・相談

5月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。内容をご確認ください。

- とき 健診の内容によって異なりますので、詳細は通知(案内)書をご確認ください。
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 内容 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

※お子さんのことで相談がある人は、随時個別に対応しますので、気軽にお問い合わせください。

健診	とき	対象児
4か月健診	5月13日(木)	令和2年12月15日から 令和3年1月13日生まれ
1歳半健診	5月6日(木)	令和元年10月9日から 令和元年11月6日生まれ
3歳健診		平成30年4月9日から 平成30年5月6日生まれ

※7、12か月健診は該当者に個別に通知しています。

●問い合わせ 総合福祉センター保健棟まで

総合健診のお知らせ

生活習慣病予防のためにも年に1度は必ず健診を受け、健康づくりに取り組みましょう。

●集団健診(検診)日程

とき	ところ
5月17日(月)、18日(火)、19日(水)、20日(木)	総合福祉センター
6月2日(水)、3日(木)、4日(金)	中央公民館
7月11日(日)、12日(月)、13日(火)、14日(水)	総合福祉センター

●受付時間 午前8時30分から10時30分まで。混雑緩和のため受付時間を20分ごとに区切ってご案内しています。健診の案内票をご覧の上、受診してください。

●申込方法 健診を希望する人は、申込書を送付しますので、電話でご連絡ください。また、申込書が自宅に届いている人は、必要事項を記入して返送してください。申込書は、ご希望の健診日の1か月前までに返送してください。5月分の申込は5月10日(月)までをお願いします。

●健(検)診内容 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス・結核検診)、特定健診、基本健診

●申し込み・問い合わせ 総合福祉センター保健棟まで

脳と血管の若返り教室参加者募集

食と運動や高血圧や糖尿病等の改善で、脳と血管が若返ることがわかってきています。

教室を開催しますので、皆さんで、一緒に学習し、実践していきましょう。

●対象者 後期高齢者医療に加入する被保険者

●とき ▷月曜コース=5月24日(月)と7月26日(月)▷火曜コース=6月15日(火)と8月17日(火)

※月曜コースまたは火曜コースのどちらかの参加になります。2日間の参加をお願いします。

●ところ 総合福祉センター保健棟

●内容 からだの学習、昼食会、運動

●持参品 筆記用具、水分補給のお茶等、家庭血圧計(持っている場合のみ)

※動きやすい服装でお越しください。

●参加費 無料

●申込方法 ▷月曜コース=5月14日(金)▷火曜コース=6月4日(金)までに電話で申込み。定員(10名)になり次第、締め切り

※昨年度に認知症予防教室に参加した人は、今年はお遠慮ください。

個人が納める町税は、口座振替にすると金融機関へ行く手間がいらす、納め忘れもなく安心です。毎月15日までに手続きをすれば翌月から口座振替ができます。申込用紙は町内の金融機関や役

税・保険料の納付は安心・便利で確実な口座振替で

- **軽自動車税** 全期分 納期限は5月25日(火)です。納期限を過ぎると督促状を送付します。督促手数料は一通につき100円です。
- **問い合わせ** 役場税務 住民課収納係まで

今月の納税(5月)



- **必要なもの** 納税通知書、通帳、通帳登録印
 - **取引金融機関** 直轄農協、福岡ひびき信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行
 - **振替日** 毎月25日(金融機関が休みの場合は次の営業日)
 - **問い合わせ** 役場税務 住民課収納係まで
- 場税務住民課にあります。

町税・保険料の納め忘れはありませんか

令和2年度分の町税・保険料に納め忘れがある場合は、早めに納めましょう。納付書がない場合は再発行ができますので、役場までご連絡ください。

● **問い合わせ** 役場税務 住民課収納係・保険健康課公費医療係まで

くらしの 情報

Calendar 2021 5

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

☎ 問い合わせ先 ☎

- 鞍手町役場…42局2111番 (FAX…42局5693番)
- 中央公民館…42局7200番
 - 教育課…42局7200番
- 歴史民俗博物館…42局3200番
- 総合福祉センター…42局8811番
- 社会福祉協議会…42局7800番
- 地域包括支援センター…43局3019番
 - 上下水道課…42局0408番
 - 中央浄水場…42局0417番
 - くらて病院…42局1231番
 - 鞍寿の里…42局1233番
 - 鞍手駅…42局0980番
- 火災の発生状況…32局3211番

直轄地区障がい者基幹相談支援センター「かのん」

 をご存じですか

INFORMATION Support

直轄地区障がい者基幹相談支援センター かのんでは、障がいのある人たちが地域で安心して暮らせるように支援しています。

～ひとりで悩まないで～

どんなことでも、まずはお気軽にご相談ください

- 子どもの発達、行動が気になる
- どんなサービスがあるの？
- 仕事や活動がしたい
- 住み慣れた地域で暮らしたい
- 親亡き後のことが心配

- **総合相談・専門相談** 障がいのある人からの悩みごとはもちろん、ご家族、関係者からの心配ごともお受けします
- **権利擁護・虐待防止** 障がいのある人の権利擁護や虐待に関するご相談をお受けします

オンライン相談を始めました

障がいに関する悩みごとや困りごとについて、LINE でのビデオ通話や Zoom を使ったオンラインでの相談を始めました。

なお、オンラインでの相談には、事前に予約が必要です。相談を希望する場合は、直轄地区障がい者基幹相談支援センターかのんのホームページにある「相談受付フォーム」に必要事項を記入の上、申込みください。

直轄地区障がい者基幹相談支援センター かのん
 〒822-0026 直方市津田町7番20号 直方市健康福祉課別館
 ☎24局1551番 FAX 24局1552番まで
 開所日時：毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで(祝日は除く)

自動車税(種別割)の納付は5月31日までに

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税です。忘れずに納めましょう。

●納税通知書の送付 5月初旬

●納期限 5月31日(月)

●問い合わせ 福岡県飯塚・直方県税事務所自動車税係 ☎(0948)21局4922番まで

所得・課税証明書等の発行は6月1日から

令和2年1月から12月の所得・課税証明書・非課税証明書は6月1

農作業事故に注意しましょう!!

毎年、全国で農作業中の事故が発生しています。農作業事故はちょっとした不注意やはずみで発生します。普段慣れている作業でも危険が伴うことを再認識し、農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めましょう。

トラクターの事故対策

事故防止のため、シートベルトの着用はもちろん、作業場周辺の安全確認を十分に行いましょう。

草刈り作業の事故対策

事前に作業場所の下見などの安全確認を行うとともに、作業実施中は作業者の安全確認を行うため、監視人を設置するなどの対策を行いましょう。ため池や水路周辺で作業を行う場合は、安全対策としてライフジャケットの着用や、救助用具(浮き輪・ロープ等)を準備しておきましょう。

●問い合わせ 役場農政環境課農業振興係まで

日(火)から発行します。証明手数料は1通につき300円です。

●問い合わせ 役場税務住民課賦課係まで

令和3年度町民税の税額決定について

確定申告期限の延長により、3月16日以降に提出された確定申告書については、町民税・県民税の算定が間に合わず、申告内容が反映されない税額通知書が届く場合があります。その場合、改めて税額を変更した税額通知書を送りさせていただきます。

●問い合わせ 役場税務住民課賦課係まで

相談



今月の補聴器相談日

5月の補聴器相談が次のとおり行われます。

●役場での相談 ▽とき

5月7日(金) 午後1時から2時まで (九州補聴器センター) ▽とき

5月13日(木) 午前11時から正午まで (九州リオン) ▽とき

5月26日(水) 午後1時から2時まで (小倉補聴器)

役場の相談では、受付順の番号札を配布します。

●くらすで病院での相談

▽とき 5月6日(木) 午後2時から4時30分まで (九州リオン) ▽とき

5月25日(火) 午後2時から4時まで (九州補聴器センター) ▽とき

5月27日(木) 午後2時から5時まで (あそう補聴器)

●問い合わせ 役場福祉人権課福祉係またはくらすで病院まで

社会福祉協議会の無料法律相談

野中・西村法律事務所

の弁護士による無料法律相談が行われます。受付は7人までです。

※会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、弁護士のみマスク着用、アルコール消毒液の設置を実施しています。ご来場の際は、マスク着用等での感染予防をお願いします。

●とき 5月10日(月)

▽受付(順番の抽選) 午後0時45分から▽相談 午後1時から4時まで

●ところ 総合福祉センター

●問い合わせ 社会福祉協議会まで

●とき 5月10日(月)

▽受付(順番の抽選) 午後0時45分から▽相談 午後1時から3時まで

●ところ 総合福祉センター

●問い合わせ 社会福祉協議会まで

一人で悩む前に... 心配ごと相談へどうぞ

直方法務局の職員、人権擁護委員、行政相談員の皆さんが、あなたの悩みに答えてくれます。

※会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、弁護士のみマスク着用、アルコール消毒液の設置を実施しています。ご来場の際は、マスク着用等での感染予防をお願いします。

●とき 5月25日(火)

▽受付(順番の抽選) 午後0時45分から▽相談 午後1時から4時まで

●ところ 総合福祉センター

●問い合わせ 社会福祉協議会まで

●あなたの悩み 人権擁護委員に相談してみませんか

6月1日は「人権擁護委員の日」です。この日にちなんで、直方人権擁護委員協議会では次のとおり特設人権相談所を開設します。身近な相談パートナーである人権擁護委員が人権についての相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られます。

●とき 6月1日(火) 午前10時から午後3時まで

●ところ 総合福祉センター

●問い合わせ 直方人権擁護委員協議会(福岡法務局直方支局内) ☎22局1144番まで



農地の出し手、受け手を募集します

農地中間管理機構を通じて、農地の貸借を行います。

ませんか。農地中間管理機構は、農地を貸したい出し手から、規模拡大などを行いたい受け手(担い手)への農地の集積・集約化を進めるため、農地の中間的受け皿となる組織です。また、公的機関のため、農地の出し手は確実に賃料が振り込まれて安心です。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 福岡県水田農業振興課 ☎(092)643局3474番または役場農政環境課農業振興係まで

木造戸建て住宅の耐震化を支援します

地震による木造戸建て住宅の倒壊を防ぐため、県では次のとおり令和3年度に行う耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助します。

●交付要件 靱手町内で昭和56年5月31日以前に建築または着工された靱手町内に建つ2階建て以下の一戸建ての住宅であること

※要件はこのほかにもあります

●申し込み・問い合わせ 役場建設課建築係まで

アパート等建設費用の一部を補助します

町では、次のとおり町内でアパートやマンションなどの民間賃貸住宅を建設する人（法人を含む）に、その費用の一部を補助します。

●賃貸住宅の要件

1棟につき2戸以上の戸数を有し、住戸形式が1ルーム、1LDK、2LDK、3LDKのいずれかであるもの

※要件はこのほかにもあります。

●申し込み・問い合わせ

役場建設課建築係まで
危険なブロック塀等の撤去費用を補助します
倒壊の危険性が高いブ

6月6日の日曜日は、春の清掃デーです



清掃活動にご協力ください

6月6日(日)は、「春の清掃デー」です。私たちの住む鞍手町から不法に捨てられたゴミを一掃するために、皆さんご協力ください。

- **回収方法** 衛生連合会から各地区に配布されたゴミ袋に、ゴミを回収してください
- **回収したゴミの処理** 空き缶・ペットボトルなどは泉水最終処分場（午前8時30分から10時30分まで）に、可燃物は宮若市のくらしクリーンセンター（正午まで）に搬入が可能です
- **お願い** 「清掃デー」は、ポイ捨てされたゴミを拾うための運動です。絶対に家庭のゴミは出さないようにしてください。また、配布されたゴミ袋は「清掃デー」だけに使用してください
- **問い合わせ** 役場農政環境課生活環境係まで

ロック塀等の撤去を行う人に対し、撤去にかかる費用の一部を補助します。補助金額については問い合わせください。

●対象要件

町内の道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀を撤去する工事
※要件はこのほかにもあります。

●問い合わせ

役場建設課建築係まで

●ゴミの不法投棄、ポイ捨ては犯罪です

不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず道路や空き地等に捨てる行為です。空き缶、ガムの包み紙、たばこの吸い殻など軽微なゴミのポイ捨ても不法

投棄になります。

町内でも夜間、人目につきにくい場所や道路沿い、農地や水路、荒地などに不法投棄、ポイ捨てが発生しています。町では、啓発看板の設置や警察と連携してパトロールを行うなど不法投棄の防止に努めています。

●問い合わせ

役場農政環境課生活環境係まで

6月1日は経済センサスー活動調査

総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在で、「令和3年経済センサスー活動調査」を実施します。全国のすべての事業所及び企業が対象になります。調査票は、調査員が5

月下旬に配布もしくは国が郵送します。調査員が訪問する場合は、必ず「調査員証」や「従事者用腕章」を身に付けています。ご回答はできる限りインターネットでお願います。

●問い合わせ

役場農政環境課生活環境係まで

ルールを守ろう!! 野焼きは法律で禁止されています

「野焼き」とは、家庭ごみやせん定した枝などを屋外で焼却することをいいます。野焼きは、「廃棄物の不適正な処理の防止」「周辺地域の生活環境に与える影響」から原則禁止され、罰則の対象となっています。近隣に住む人へ迷惑をかけるためにも野焼きはやめましょう。

●問い合わせ

役場農政環境課生活環境係まで

トラクターなどの土は道路に出る前に落としてください

農家の皆さん、トラクターなど付着した土は道路に出る前に落としていただきます。町には、トラクターなどに付着した土が道路を汚しているという苦情が

寄せられています。道路にできるだけ土を落とさないようご協力ください。

●問い合わせ

役場農政環境課農業振興係まで

自衛官等採用試験を行います

自衛隊飯塚地域事務所では、次のとおり自衛官候補生及び一般幹部候補生の採用試験を行います。

- **第2回自衛官候補生**
▽受付締切 6月25日（金）▽とき（予定） 7月3日（土）または4日（日）▽ところ 小倉駐屯地
- **第2回一般幹部候補生**
▽受付締切 6月18日（金）▽とき（予定） 6月26日（土）または7月4日（日）▽ところ 福岡駐屯地

※自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所では、説明会を開催しています。ご都合に合わせて個別説明、出張説明も可能です。詳細は、お問い合わせください。

●問い合わせ

自衛隊飯塚地域事務所（0948）22局4847番まで

- ◆ **信頼・・・40年以上の経験!**
- ◆ **真心・・・心のこもったお葬儀を!**
- ◆ **安心・・・無理のないプランを!**

問合せ先



(有)花六葬儀社
鞍手町大字中山3024-42(昭和通り)
0120-41-8769

セレモニー・ホール
鞍心館
あんしんかん
鞍手町小牧2084-1(旧ダイヤブック)

※入会金(1万円)のみの『鞍心会員』募集中!!

くらしの郷の休館日

くらしの郷の勤労者ふれあい棟(体育館)の5月の休館日は、次のとおりです。

- 休館日 3日(月・祝)、10日(月)、16日(日)、17日(月)、24日(月)、31日(月)

※16日(日)は、総合福祉センター全館が休館日となります。

●問い合わせ 社会福祉協議会まで

コミュニケーション助成事業の申請団体を募集します

宝くじの収益を財源として、一般財団法人自治総合センターが実施



町内の交通事故発生状況



【3月中】		【累計】	
件数	5件(+ 1)	件数	20件(± 0)
死者	0人(± 0)	死者	0人(± 0)
傷者	9人(+ 3)	傷者	26人(+ 1)

(かっこ内は前年比)

- とき 5月12日(水) 午前10時から午後4時まで(受付は午後3時まで)
- ところ ハピネスなかま(中間市通谷)
- 問い合わせ 福岡県交通事故相談所 ☎(092)643局3168番まで

巡回交通事故相談

のおがた警察署だより

直方警察署管内での犯罪発生状況

【3月中】		【累計】	
刑法犯総数	43件(+ 1)	刑法犯総数	125件(-26)
自転車盗難	2件(-1)	自転車盗難	10件(± 0)
万引き	7件(-2)	万引き	22件(- 1)
空き巣	0件(-5)	空き巣	2件(-34)

(かっこ内は前年比)

施している事業で、地域コミュニティ組織が行う活動に必要な費用を助成します。

- 対象者 行政区や住民団体
- 対象事業 備品の購入など
- 助成年度 令和4年度に実施する事業
- 申請期限 5月末
- 問い合わせ 役場政策推進課政策係まで

ひとり親家庭等の就業を支援します

福岡県ひとり親サポートセンターでは、次のおり、ひとり親家庭のお母さんやお父さんまたはかつて母子家庭だった寡婦の人を対象に講習会を行います。

●介護職員初任者研修(通

信制)資格所得講習会

▽開催期間 6月30日(水)から8月26日(木)までのうち14日間▽時間 午前9時から午後5時まで▽定員 8名(書類選考、開講人数に満たない場合は中止)▽受講料 無料(教材費等7千円は自己負担)▽締切日 6月16日(水)

●問い合わせ 福岡県ひとり親サポートセンター 飯塚プラランチ ☎(0948)21局0390番まで

後期高齢者医療の保険証を送付します

後期高齢者医療は、75

歳以上の人が対象となる医療保険制度です。75歳の誕生日以降は、現在加入している医療保険にかかわらず、後期高齢者医療へ加入することになります。6月に75歳を迎える人(昭和21年6月1日から6月30日までに生まれた人)には、5月中旬に後期高齢者医療保険証を特定記録で郵送します。

国民健康保険から社会保険へ加入14日以内に必ず届出を

国民健康保険に加入している世帯の全員、またはその一部の人に異動があった場合、14日以内に役場へ届け出て下さい。届け出を忘れていたり、遅れたりすると後で医療費を返さなければならぬ場合があります。

●問い合わせ 役場保険健康課国保年金係まで

後期高齢者医療に加入している皆さん

入院するときや高額な外来診療は前もって手続きを

後期高齢者医療制度に加入している人で、世帯

休日の夜間の体調不良は急患センターへ

診療日	診療科目
土曜・日曜・祝日 午後6時から11時まで	小児科 内科
第2、第4日曜 午前9時から午後6時まで	小児科

●問い合わせ 直轄急患センター ☎28局2840番まで

休日在宅医



診療時間は、午前9時から午後5時までです。休日在宅医は、変更になることもありますので、事前に電話でご確認ください。

直方鞍手医師会ホームページよりご確認ください。

http://chokuan-medical.jp/touchoku/



介護保険証を交付します

6月に65歳を迎える人(昭和31年6月2日から7月1日までに生まれた人)に介護保険証を次のとおり交付します。今後、必要となりますので大切に保管してください。

●交付する日 5月26日(水)、27日(木)の午前8時30分から午後5時15分まで(木曜日は午後7時まで)

●ところ 役場福祉人権課高齢者支援係窓口

令和2年度の寄附状況をお知らせします !!

令和2年度寄附額 55,054,000円 (4,108件)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの寄附額です。

全国各地のみなさんより、鞍手町に対しご寄附をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。みなさんから寄せられましたご寄附は、本町の地域振興等のため有効に活用させていただきます。

また、ご寄附をいただきました方の内、公表について同意をいただいた場合は、お名前等を町公式ホームページ (<https://www.town.kurate.lg.jp>) にて公表しています。

公表	317件
非公表	3,791件
合計	4,108件

令和2年度事業のふるさと応援寄附金の活用事例

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに、みなさんからお寄せいただいたご寄附は、指定された事業に活用しています。ここでは、主な活用事業を紹介します。



安全・安心なまちづくりに関する事業

町民の生命と財産を守る、安全・安心なまちづくりのための防災行政無線の整備費や維持管理に要する費用の一部に、寄附金を活用させていただきました。

活用事業……防災無線費



子育て支援及び未来を担う子どもの教育環境並びに生涯教育等の充実に関する事業

乳幼児の発育や発達の確認をしたり、成長や年齢に応じた育児の方法等の乳幼児健診や小学校・中学校の教育振興を図るための費用の一部に、寄附金を活用させていただきました。

活用事業……乳幼児健康診査費・小学校教育振興費・中学校教育振興費

その他、まちの基盤整備及び自然並びに環境保全に関する事業、高齢者及び障がい者福祉の充実並びに健康に関する事業、地域産業振興に関する事業、歴史又は文化の継承に関する事業に活用させていただきました。ありがとうございました。

●問い合わせ 役場政策推進課政策係まで

鞍手町 ふるさと 応援寄附

返礼品提供事業者を 随時募集しています!!

ふるさと納税の促進と返礼品等の送付を通じた地場産業の振興と魅力発信・PR等を進めるため、返礼品の提供事業者を募集しています。

応募要件等

- 対象事業者 町内に事業所を有する法人、個人等
- 返礼品等 鞍手町の魅力発信やイメージアップ等につながる特産品等で、別に指定する価格区分により提供可能なもの
- 選定方法 国が示す地場産品の基準に照らし、町が選考

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで

- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 後期高齢者医療被保険者
- 受診時の自己負担金 500円
- 問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(092)6511311番まで

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 後期高齢者医療被保険者
- 受診時の自己負担金 500円
- 問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(092)6511311番まで

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 後期高齢者医療被保険者
- 受診時の自己負担金 500円
- 問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(092)6511311番まで

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 後期高齢者医療被保険者
- 受診時の自己負担金 500円
- 問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(092)6511311番まで

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 後期高齢者医療被保険者
- 受診時の自己負担金 500円
- 問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(092)6511311番まで

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
- 福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。
- なお、令和3年12月ま



【揚げ大豆ミートボール】

■材料（6人分）

ゆで大豆（450g）、合いびき肉（150g）、たまねぎ（150g）、生姜（1かけ）、揚げ油（適宜）、A【ブロッコリー（100g）、レモン（1個分）】、B【練りごま（白）（60g）、オリーブ油（大さじ1）、しょうゆ（小さじ1）】



■作り方

- ① たまねぎはみじん切りにする。生姜はすりおろす。ブロッコリーは色よく茹でる。レモンはくし形に切る。
- ② 大豆とひき肉はフードプロセッサーに入れ、なめらかになるまで攪拌してボウルに移す。たまねぎと生姜を加えてよく混ぜあわせ 30 等分して丸める。
- ③ 揚げ油を 180℃に熱して、②を入れて色よくなるまで 3 分程揚げる。
- ④ 器に盛って A を添え、混ぜ合わせた B をかける。

【切干大根のブルコギ風】

■材料（6人分）

切干大根（75g）、牛もも肉（225g）、にんじん（45g）、ピーマン（75g）、ごま油（大さじ 1.5）、A【しょうゆ（大さじ 1.5）、砂糖（大さじ 1.5）、酒（大さじ 1.5）、水（大さじ 1.5）、おろし生姜（1かけ分）】



■作り方

- ① 切干大根は水洗いしてたっぷりの水につけて戻し、軽く絞って食べやすい長さに切る。
- ② 牛肉は細切りにする。フライパンにごま油を熱し、牛肉、にんじん、ピーマン、切干大根の順に入れ、その都度よく炒める。
- ③ A を加え、汁けがなくなるまで炒める。

知っていますか？

「塩分控えめ」と「塩味控えめ」の違い

- 「塩分控えめ」「うす塩」は、塩分が少ないものだけに表記できます。
※食品 100g（ml）あたり「食塩相当量 0.3g 未満」のものに表記
- 「塩味控えめ」「うす塩味」は、塩分量に関係なく表記できます。
※「味覚」の表現であり、食塩の含有量を表したものではありません。
- 「食塩不使用（無添加）」は塩分なしではない場合があります。
※「塩分（食塩）ゼロ」「無塩」の表記は塩分を含みません。

5月の行事カレンダー

日	曜日	行事内容
1	土	
2	日	
3	月	憲法記念日
4	火	みどりの日
5	水	こどもの日
6	木	補聴器相談（くらて病院：14時～16時30分、12ページ参照）
7	金	補聴器相談（役場：13時～14時、12ページ参照）
8	土	
9	日	第46回ソフトボール大会（6ページ参照）
10	月	無料法律相談（総合福祉センター：13時～15時、12ページ参照）
11	火	
12	水	
13	木	補聴器相談（役場：11時～12時、12ページ参照）
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	
19	水	
20	木	
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	軽自動車税（全期分）納期限（11ページ参照） 補聴器相談（くらて病院：14時～16時、12ページ参照） 心配ごと相談（総合福祉センター：13時～16時、12ページ参照）
26	水	補聴器相談（役場：13時～14時、12ページ参照） 介護保険証交付（役場：8時30分～17時15分、14ページ参照）
27	木	補聴器相談（くらて病院：14時～17時、12ページ参照） 介護保険証交付（役場：8時30分～19時、14ページ参照）
28	金	
29	土	
30	日	
31	月	自動車税（種別割）納期限（12ページ参照） コミュニティ助成事業申請期限（14ページ参照） 家賃支援金申請期限（15ページ参照）



●町の人口・3月の人の動き

- ・人口 15,468人
- ・出生 10人
- ・男性 7,348人
- ・死亡 19人
- ・女性 8,120人
- ・転入 51人
- ・世帯数 7,452世帯
- ・転出 103人

（令和3年3月31日現在）

■鞍手町役場

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地
電話（0949）42局2111番 / ファックス（0949）42局5693番

■鞍手町ホームページアドレス

パソコンから <https://www.town.kurate.lg.jp>
携帯電話から <https://www.town.kurate.lg.jp/mobile>

■鞍手町フェイスブックアドレス

パソコン・携帯電話から <https://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

■鞍手町LINE @kurate